

戦前期実業組合の社会経済的機能

——京都市の事例紹介——

藤 田 貞 一 郎

目 次

- I はしがき
- II 京都実業組合連合会
- III 同業組合の機能
- IV 準則組合の機能
- V まとめ

I は し が き

近年、経営史学の分野で次第に興味を集めはじめたかに見える研究対象に業界団体がある。長沢康昭が説くところによれば、¹A. H. コールは早くから企業者的流れという枠組のなかで、企業活動を一定の経済秩序に帰結させる為の制度的要因としての業界団体の役割について論じており、また最近日本の学界で注目されはじめた組織総合理論では業界団体には一層積極的な評価が与えられているという。

また、瀬岡誠によつて²、1930年代や40年代のアメリカでは、フォスやコクランそれにミラーなどにより trade associations (同業組合) に関する

1 長沢康昭「地域経済と業界団体—広島県はきもの協同組合の事例—」『福山大学人間科学研究センター紀要』第2号、1987年。

2 瀬岡 誠「アメリカにおけるアソシエーション史研究」同志社大学人文科学研究所『社会科学』35、1985年。

すぐれた研究が著わされているようであるが、ギャランボスの³、同業組合なるものは「我々の経済上の過去における一種の白鯨となるにいたっている」との嘆きの言葉が示すように、研究はその後大きく進展をみせてはいないという。

海外の研究動向はともかく、わが国では業界団体の研究史は一体どのような状態にあるのであろうか。管見するところ業界団体のなかでも各地の個々の商業会議所史ないしは商工会議所史、それに各種産業部門についての各地の個々の同業組合ないしは実業組合史は多数にのぼるが、これを主たる対象にして総合的に把握しようとした研究は、前者については永田正臣『明治期経済団体の研究』（日刊労働通信社、1967年）、後者については小池金之助『同業組合及準則組合』（昭和図書、1939年）、安藤春夫「同業組合の史的発展」〔内池廉吉『小売業統制論』（同文館、1938年）所収〕があるにすぎない。

こうした研究史の状況の中で、筆者は小池の驥尾に付して主として重要物産同業組合法にもとづく同業組合の研究を行なって来た⁴。それは、下記欄外にあげた拙論にも記したように、わが国の研究史のあり方に、あき足らぬものを覚えているからである。しかし、幸いなことに、最近学界の潮流は幾分変化を見せはじめたようであり、この点は長沢康昭の成果にも窺えるところである。が、1987年の経営史学会の第14回富士コンファランスが、同業組合と業界団体の意味と機能について、比較経営史学の視角から共通論題としてとりあげたことは、極めて注目すべき動きとあってよい⁵。

そうした研究史の現状の中で、戦前期実業組合の社会経済的機能と題し

3 ギャランボス (L. Galambos) は、後に紹介する1987年の富士コンファランスで、The American Trade Association Movement Revisited という題目で報告している。

4 たとえば拙論「近代日本同業組合史論序説」（国際連合大学、1981年）。

5 Hiroaki Yamazaki and Matao Miyamoto, eds., Trade Associations in Business History, (東京大学出版会, 1988年)。

て、京都市の事例紹介を行なう理由は以下の通りである。従来の私の研究は、主として重要物産同業組合法にもとづく文字通りの同業組合に関心が集中しすぎていたので、その対象を広げ、重要物産同業組合法によらない、事実上の同業組合についても、その実態を究明する必要を感じているからである。本稿の表題が従来の拙論の表題とはことなっており、実業組合という名称を選んだのはそのためである。すなわち、本稿の表題が指す実業組合には、商工各種業種についての文字通りの同業組合とそのほかこれに準ずる実業団体を含めることにする。

II 京都実業組合連合会

実業組合連合会という名称を有する業界団体で、従来から一定の分析対象として意識されているものに、大日本実業組合連合会がある。これは大正6年(1917)8月、大紡績資本が組織した中国関税引上反対運動に端を発してできあがったものであり、紡績連合会・大阪綿糸商同盟会・輸出綿糸商同盟会・大阪織物同業組合・大阪莫大小タオル同業組合・紀州綿ネル同業組合・西陣織物同業組合・愛知縣織物同業組合・愛媛縣織物同業組合・日本綿花同業会・大阪工業協会・阪神糖業組合の12団体を発起人として発足した。が、のち大正12年、これは政党「実業同志会」に発展的に解消する。

ところで、このような大日本実業組合連合会とは別に、大阪実業組合連合会、あるいは本稿で紹介する京都実業組合連合会といった各都市次元における業界団体が戦前期の日本には存在している。この業界団体を構成する重要な組織のひとつがいう迄もなく同業組合である。この同業組合について、前掲市原論文は、森田良雄の『我国の資本家団体』に依拠して、「同

6 市原亮平「実業同志会の結党—日本政党史における実業同志会の役割—」(一)、(二)、京都大学『経済論叢』71巻2号、72巻1号、1953年。

業組合は同業組合法によって、対被傭者の諸関係、最高賃銀等々が可なり厳しく制限されており、大企業や大デパートなどはこのような規約に追従せず、たとえ違約金を支払ってでも同業組合に参加しないから、勢い弱小企業者の集団となってしまう。ただ同業組合数のみは逐年増加している」と、記す。

それでは、京都実業組合連合会の実態はどのようなものであったか。大正14年（1925）2月に「改版」の京都実業組合連合会の定款からまず見ていこう。その第1章総則と第3章加入脱退及除名の部の各条文は以下の通りである。

第1条 本会ヲ京都実業組合連合会ト称ス

第2条 本会ハ京都市内商工業組合其他之ニ準スル実業団体並ニ役員会ニ於テ承認シタル実業法人ヲ以テ組織ス

但シ役員会ノ決議ヲ以テ接近町村内実業団体並ニ実業法人ノ加入ヲ承認スルコトアルヘシ

第3条 本会ノ事務所ヲ京都商業会議所内ニ置ク

第4条 本会ハ加盟団体相互ニ気脈ヲ通シ共同ノ利益ヲ増進シ商工業ノ進歩発展ヲ図ルヲ以テ目的トス

第10条 新ニ加入セントスル団体ハ本会ニ申出スヘシ

第11条 本会ヲ脱退セントスル団体ハ其理由ヲ添付シ本会ニ申出スヘシ

第12条 加入ノ諾否ハ役員会ニ於テ之ヲ決ス

第13条 加盟各団体ハ代表者一名ヲ定メ本会ニ届置クヘシ、代表者変更ノ場合モ亦同シ

第14条 加盟団体カ本会ノ体面ヲ汚シ又ハ義務ヲ履行セサル場合ニ役員会ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトアルヘシ

すなわち、京都実業組合連合会は、主に京都市内の「商工業組合」、その

ほか「之ニ準スル実業団体」ならびに「役員会ニ於テ承認シタル実業法人」で組織、その事務所は京都商業会議所内に置き、「共同ノ利益ヲ増進シ商工業ノ進歩発展ヲ図ル」ことを目的としていた。また「加入セントスル団体ハ本会ニ申出スヘシ」とする任意加入制を採り、「加入ノ諾否」、「除名」はいずれも役員会がこれを決定することになっていた。

次に定款に附属する史料により、これら「商工業組合」のなかでも重要物産同業組合法に基づいて組織されているものの名称を挙げておこう。

西陣織物同業組合 京都染物同業組合 京都柞蚕絲同業組合 京都蚕絲商同業組合 京都刺繡同業組合 京都扇子団扇同業組合 京都糸物同業組合 京都呉服悉皆同業組合 京都酒類商同業組合 京都小間物化粧品卸商同業組合 京都陶磁器同業組合 京都材木商同業組合 京都石炭・コークス同業組合 京都漆器商工同業組合 京都売薬商同業組合 京都紙函商工(同業)組合 京都薪炭商同業組合 京都米穀商同業組合 京都カタン絲同業組合

以上、19の同業組合がある。これを大正15年の頃の状態を示していると考えられる別の資料、すなわち注7のそれと比べると、前者にあって後者にはないものは京都カタン絲同業組合であり、前者になくて後者にあるものは酒類仲立業同業組合、京都牛乳商同業組合、京都印刷同業組合である。京都印刷同業組合はその設立が大正15年であることから一応その理由は見当がつくが、他はその創立がそれぞれ明治18年(1885)と明治43年であることから、この時にはすでに解散していたとも考えられるが、正確なことは今の所わからない。それはとも角、ここで注目すべきことは商人の同業組合の占める位置である。名称中に商と明記するのは7組合であるが、その他にも京都市内という地理的条件を考える時、内容は商人の同業組合で

7 京都市『京都の歴史8』(学芸書林、1975年)415ページの資料により、重要物産同業組合法による組合として、原史料の記述を訂正しておく。

あるとしても差支えないものがかかなりある(例えば、京都柞蚕絲同業組合、京都石炭・コークス同業組合)。さらに、それ以外の組合についても、個別具体的に検討すれば商人の同業組合であるものがあるろう。

わが国の同業組合を考察の対象とする時、その商人ないしは親方層の同業組合である側面に留意しなければならぬことを、すでに筆者は指摘して来た。すなわち、明治16年の京都市内の商工組合の組織化に際して、行政側が結論として指示したのは「卸売商」、「親方」、「棟梁」をも構成員として含む当該業を「営ムモノ」全員による組合組織であったが、「商工会議所」側が目論見たのは「卸売商」、「親方」、「棟梁」の組合組織であった。⁸

次に、これら「商工業組合」のなかで、準則組合と確認できるものの名称をあげよう。⁹

(ママ)
 京都木綿商京盛会 京都染呉服商組合 京都五二雑貨商工会 京都縮緬商組合 京都呉服商組合 京都洋反物商組合 京都半襟商組合 京都宿屋業組合 京都貿易協会 京都洋服商組合 京都呉服三奨会 京都綿絲商組合 京都文具商懇話会 京都洋物雑貨商組合 京都餅菓子商組合 京都魚鳥商組合 京都書籍雑誌商組合 京都絵具染料商組合 京都法衣商組合 京都鹿子纈纈商組合 京都足袋業組合 下京古着商組合 京都金絲商組合 京都紙商組合 京都薫物線香商組合 京都仏壇仏具商同盟会 京都履物商組合 京都府度量衡営業組合 京都醬油問屋組合 京都魚鳥問屋組合¹⁰ 京都蒲鉾商組合 京都乾物昆布鶏卵商組合 京都漬物商組合 京都茶業組合 京都獸肉商組合 京都竹商組合 京都畳工商組合 京都豊表商組合 葛野郡材木商組合 京都種苗商組合 堀川部内宿屋業組合 京都羅紗商組合 京都硝子商組合 京都提灯商工組合 七条部内宿屋業組合 川端部内宿屋業組合 京都雇人口入業組合 京都麵類商組

8 拙論「明治15～25年の同業組合—京都の場合—」『同志社商学』35巻2号、1983年。

9 この確認は前掲『京都の歴史8』416ページの表に基づく。

10 前掲『京都の歴史8』の表によってこの字を補う。

合 京都醬油商組合 京都浜縮緬商組合

以上50組合は準則組合と確認できるもののうち、その名称などから商人の組合と判断できるものである。

次に、準則組合と確認できるもので、かつその名称などから、親方・棟梁・職人あるいは製造業などの組合と判断できるものをあげると、以下の11組合である。

京都燃糸業組合 京都表具業組合 京都精金会 京都木具指物業組合
 京都印刷業組合 京都製靴業組合 京都瓦製造業組合 京都尚榮社組合
 京都水引業組合 京都印章版面組合 京都煙管製造業組合

また、「商工業組合」に属すると思われるが準則組合と今のところ確認できていないもの、それに「之ニ準スル実業団体」ならびに「役員会ニ於テ承認シタル実業法人」は以下の24組合などである。

西陣織物商組合 京都取引所取引員組合 京都洋服商組合 京都仏壇仏具商工組合 京都酒造組合 京都倉庫協会 京都自転車商組合 京都質屋組合連合会 京都写真業組合 京都製菓業組合 京都自動車営業組合 京都綿業共同組合 京都菓子商組合 七条土産品組合 京都唐木細工業組合 京都人形商工会 京都西洋家具商工組合 京都金物商組合 京都豆腐商組合 京都工業同盟会 室内装飾家具商工会 京都時計商組合 京都箆筒商工組合 梅公路公認運送業組合

上記のうちゴチック体で表示した9組合はその名称などから商人の組合と判断できる。さらに傍点を打って示した5組合は商工組合との名称を持つが、商人的性格が強いと判断できる。

以上から、京都実業組合連合会は商人的利害が少なくとも量的には優位を占める業界団体であったとして差支えないであろう。

Ⅲ 同業組合の機能

それでは、京都実業組合連合会傘下の同業組合について、その機能を定款あるいは組合規約を手がかりに見ていくことにしよう。以下は本稿執筆時までに入手し得たものについてであり、先の京都実業組合連合会の定款の作成年次とは差し当り直接の関係はない。

(イ) 京都売薬同業組合定款¹¹

第1章 総則

第1条 本組合ハ組合員協同一致商業道徳ヲ涵養シ保健衛生上取扱品ノ品位ノ向上ヲ図リ不正競争不当廉売其他営業上ノ弊害ヲ矯正シ其利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第4条 本組合ノ地区ハ京都府京都市トス

第5条 本組合ハ左ノ営業者ヲ以テ組織ス

1. 売薬営業
2. 売薬請負営業
3. 薬品薬種新薬新製剤売薬部外品（売薬部外品中染毛脱毛養毛剤以外ニシテ化粧品トシテ課税サレルモノ及歯磨石鹼ヲ除ク）ヲ小売スル営業者

第2章 組合ノ業務

第6条 本組合ハ斯業ノ進歩発達ヲ図ルタメ講話又ハ研究ヲナン普ク組合員ニ知得セシム

第7条 組合ハ其目的ヲ達スル為左ノ施設ヲナスコトヲ得

1. 売崩ノ弊ヲ防止スル為協定価格ノ制定
2. 売薬及其原料品并ニ取扱品ノ検査

11 これは昭和13年6月9日一部改正認可を受けた時のもの。

3. 営業状況ノ巡視

4. 其他必要ナル調査并ニ施設

第1号乃至第3号ニ関スル規定ハ第10章及第11章に定ムル所ニ依ル

第8条 本組合ハ組合員商取引ノ保護并ニ仲裁判断及調停ヲ為スモノ

トス

第9条 本組合ハ組合員ノ使用セル雇人ノ取締及ビ其保護并ニ奨励ヲ

為スモノトス

第10条 本組合ハ組合員営業上ノ利益ヲ保護スル為メ他ノ同業組合ト

共ニ同業組合連合会ヲ設置シ又ハ同業組合連合会ニ加入シ若クハ他

ノ団体ト気脈ヲ通ジ又ハ契約ヲ締結スルコトヲ得

第3章 組合員ノ加入及脱退

第17条 本組合ノ地区内ニ於テ第5条ノ営業ヲ為ス者ハ必ず本組合ニ

加入スベキモノトス

第8章 雇人取締ノ件

第104条 組合員ノ使用スル雇人ニシテ業務ニ精励シ雇主ニ忠実且品

行方正総テ個人ノ模範トナルベキモノアルトキハ雇主ヨリ組合ニ申

告スベシ組長ハ其事実ヲ調査シ評議員会ノ決議ヲ以テ之ニ相当ノ褒

賞ヲ与ヘ其表彰ヲ為スモノトス

第105条 組合員ハ其使用セン雇人ニシテ不正ノ行為ニヨリ解雇シ若

クバ逃亡セン者アルトキハ其族籍氏名及事情ヲ雇主ヨリ組合ニ申告

スベシ組長ハ其事実ヲ調査シ必要ト認ムルトキハ組合員ニ通知シ其

雇入ヲ停止又ハ其者ト一切商取引ヲナサザルコトアルベシ 但組合

ニ於テ改悛ノ状アリト認メタルトキハ其停止ヲ解除ス

第106条 組合員ハ本組合ヨリ雇入停止ヲ通知シタルモノヲ雇入ルル

コトヲ得ズ

第107条 組合員ハ組合員ノ雇人ヲ誘拐シテ雇入レ或ハ之ヲ教唆シテ

雇主ニ不忠実ノ行為ヲ為サシメタルトキハ雇主ヨリ組合ニ申告スベシ
 ン組長ハ其事実ヲ調査シタル上評議員会ノ決議ヲ以テ一ケ年以内其
 者ト一切ノ商取引ヲ停止スルコトアルベシ

第9章 仲裁判断及調停

第108条 仲裁判断ハ同業者間ニ生ジタル営業ニ関スル紛義ニ付当事
 者双方ノ請求又ハ裁判所ノ命令ニヨリ之ヲ為ス

第113条 前数条ニ規定シタル外民事訴訟法仲裁判断ニ関スル規定ヲ
 準用ス

第1章総則の第5条に記すごとく、この組合は、売薬営業、売薬請負営
 業、薬品薬種新薬新製剤売薬部外品の小売業者でもって強制加入の原則に
 立って組織され、第2章組合の業務の第7条の目的を達成することを任務
 とする。すなわち、価格協定、売薬と原料品ならびに取扱品の検査、営業
 状況の巡視などを主たるものとする。が、雇主ニ従業員の取締と仲裁判断
 ・調停についても、機能を有することが注目される。

(ロ) 京都材木商同業組合定款¹²

重要物産同業組合法により設置される同業組合の定款はいずれもよく似
 ているので、ここでは(イ)と業態が故にことなる条項に留意して、必要
 な部分だけを摘記しよう。

第1章総則

第2条 本組合ハ左ノ営業者ヲ以テ組織ス

材木販売業

但本定款ニ於テ材木ト称スルハ諸木材、板類、及桐材ヲ包含ス

第3条 本組合ノ地区ハ京都府京都市壱門及愛宕郡田中村下鴨村上加
 茂村大宮村紀伊郡東九条村トス

第2章 目的及業務

12 編纂委員会編『京都嵯峨材木史』(嵯峨材木株式会社, 1972年) 226~234ページ。
 これは大正6年2月8日に定款変更した時のものである。

第5条 本組合ハ組合員協同一致營業上ノ発達ヲ図リ其弊害ヲ矯正シ以テ組合員ノ信用ト利益ヲ保護スルヲ以テ目的トス

第6条 本組合ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ經營スル業務ノ概目左ノ如シ

1. 組合員營業上ノ利益ニ付官公署ニ建議ヲ為シ又ハ其照会諮問ニ応スルコト
2. 博覽会、共進会、品評会等ニ於ケル出品ノ勧誘ヲナスコト
3. 商取引ノ保護、并ニ仲裁判断及調停ヲ為スコト
4. 組合員ノ使用人ノ取締及其保護并ニ奨励ヲ為スコト
5. 斯業ニ関スル統計其他諸般ノ調査ヲ為シ又ハ之レカ報告ヲ為スコト
6. 斯業上参考ニ資スヘキ文書図画等ヲ蒐集シ組合員ノ閲覽ニ供スルコト
7. 組合員相互ノ利害ヲ講究シ斯業ノ發展ヲ図ル為メ総組合員集談会ヲ開催スルコト
8. 前各号ノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル諸種ノ事業

第1章総則の第2条に記すごとく、この組合は、材木販売業者でもって強制加入の原則に立って組織され、第2章目的及業務の第5条の目的を達成するために、第6条にあげる業務を行うが、この組合の場合にも使用人ニ従業員の取締と仲裁判断・調停につき権限を有することが注目される。

(ハ) 京都電気業組合規約

この組合は大正14年(1925)に設立されたものであり、昭和3年(1928)には重要物産同業組合に組織を変更すべく準備している。ここに紹介する規約は、組合種別としては申合組合としてのものである。重要物産同業組合に組織を変更する計画のある申合組合の規約として、それなりに興味深いものがある。

第1章 組合ノ組織及名称

第1条 本組合ハ京都府下ニ於テ電気工事請負材料販売ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス

第2章 地区及事務所ノ位置

第3条 本組合ノ地区ハ京都市及接続町村トス

第3章 組合ノ目的及業務

第5条 本組合ノ目的ハ左ノ如シ

1. 営業上ノ発達ヲ期シ常ニ斯界ノ先駆者トシテ其ノ使命ヲ全フスルコト
2. 営業上ノ弊害ヲ矯正シ優良ナル材料ヲ用ヒ完全ナル工事ヲ提供シ一般需用者ノ信用ヲ博スルコト
3. 同業者ノ声嚮向上ニカメ相互ノ福利親睦ヲ図ルコト

第6条 本組合ノ目的ヲ達センガ為メ隨時左ノ事項ヲ施行ス

1. 電気材料及機械器具ノ研究並ニ調査
2. 斯業ノ参考トナルベキ図書又ハ物品ヲ備ヘ組合員及公衆ノ縦覧ニ供スルコト
3. 内外需要供給并ニ営業上必要ナル事項ヲ調査シ組合員ニ通知スルコト
4. 内外同業者ト気脈ヲ通ジ通信往復スルコト
5. 講習会講話会ヲ開キ斯業ノ発展ヲ図ルコト
6. 業務上ニ係ル組合員間ノ紛議ヲ調停仲裁スルコト
7. 定期刊行物ヲ発行シ本組合ノ機関紙トス
8. 組合員ニ於テ使用スル従業員ノ保護奨励並ニ指導改善ヲ図ルコト
9. 従業員ノ紹介及取締
10. 技術其ノ他ニ関スル同業者ノ意見ヲ統一シ関係官庁又ハ電気供

給者ニ意見ヲ開陳シ其ノ他諮問ニ応ズルコト

11. 其ノ他

第8条 組合員ハ現ニ雇用中ノ従業員ノ住所氏名年齢及雇傭契約期間アルモノハ其ノ契約期間ヲ記入シ雇傭人連署ヲ以テ事務所ニ届出ヅベシ其ノ異動アリタルトキ亦同ジ

第9条 組合員ニ於テ現ニ他ノ組合員ノ雇人タル従業員ヲ雇入レントスル時ハ前雇主ノ承諾ヲ要ス

第11条 組合員ハ雇用中ノ従業員ニシテ雇傭契約期間内ニ故ナク解雇ヲ強請シ又ハ承諾ナク退職シテ雇主ニ損害ヲ加ヘタルモノアルトキハ速ニ其氏名年齢及ビ事実ヲ具シテ事務所ニ届出ヅベシ組合長ハ之ガ事実ヲ調査シ組合員一般ニ其旨ヲ通告スベシ此ノ通告ヲ受ケタル組合員ハ向フ一ケ年間其従業員ヲ雇入ル、事ヲ得ズ

但シ雇主間相互ニ於テ協定シタルトキ若クハ改換ノ情アリト認メタルトキハ此ノ限りニアラズ此場合ハ事務所ニ届出ヅベシ

電気工事請負と材料販売を営む業者のこの組合規約は、重要物産同業組合に組織変更する予定がある申合組合の規約ではあるが、第6条の6の業務上の紛議調停機能に関する条項、同じく第6条の8・9の従業員の保護奨励・指導改善・紹介・取締に関する事項を有する点で、先にとりあげられた二例の同業組合定款と共通する性格を有する。従業員に関する組合の権限・機能については第8条・9条・11条でさらに詳しく規定されている。

IV 準則組合の機能

京都実業組合連合会傘下の準則組合として現在のところで確認できるものの組合規約は次のものである。

(A) 京都醤油商組合規約

第1章 総則

1条 本組合ハ京都市及其接続地ニ於テ醬油ノ營業者ヲ以テ組織シ京都醬油商組合ト称ス

第2章 目的

4条 本組合ハ一致協同シ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持シ業務ノ改善発達ヲ図ルヲ目的トス

5条 前条ノ目的ヲ達スル為行フ事業ノ概目左ノ如シ

- 1 商品ノ強^(ママ)売乱売ヲ取締ル事
- 2 輸入品質ノ取締容器ノ改善ヲ図ル事
- 3 店員ノ善行表彰ヲ為ス事
- 4 価格変動ヲ生スル場合ハ役員会決議ノ上買入先ニ交渉シ価格ヲ定メ組合員ニ通告ス

6条 組合員ハ希望ニ依リ別ニ定メタル規約ニ従ヒ共同買入ヲ為ス事ヲ得輸入品質ヲ取締ル目的ヲ以テ喇醬油会ヲ開催スルコトアルベシ

第4章 組合員ノ権利

9条 組合員ハ組合ニ対シ左ノ権利ヲ有ス

- 2 營業上ノ爭議ニ関シ和解調停ヲ求ムル事

大正15年現在のものであるこの組合格約は、醬油の販売業者——醸造業者は除かれているとしてよいであろう——の組織した準則組合のものである。5条の1と4から価格規制，9条の2から營業上の爭議に関する和解調停について機能を発揮することが予定されていることがわかる。

以下は今のところ準則組合とは確認できていないが、申合組合の場合も含めて何らかの意味における商工業関係の組合の規約類である。¹³

(B) 京都運送業組合格約

組織

13 なお(C)以下の規約類は、京都実業組合連合会加入組合名中に、その名を見出すことができないものの、それである。

第2条 本組合ハ京都市ニ於ケル運送取扱人ヲ以テ組織ス
事業

第4条 本組合ノ事業左ノ如シ

- 2 料金又ハ賃金ノ協定ヲナン構内取扱作業ノ統一ヲ計ルコト
- 3 組合員及荷主ニ関スル紛議ヲ調停スルコト
- 4 競争ノ防止又ハ不正行為アル荷主及同業者ニ対シ制裁ヲ加フルコト

第8条 組合員ハ左ノ各項ヲ遵守スベシ

- イ 組合ニ於テ取引停止ヲ発表シタル荷主又ハ同業者トノ取引ヲナサ、ルコト
- ロ 組合員ノ従業者ヲ互ニ採用セザルコト

但解雇者ニシテ前僱主ノ承諾ヲ得ルトキハ此限ニアラス

昭和2年のこの規約は、事務所の所在地が梅小路駅前であることから、先の梅小路公認運送業組合と同一かとも思われる。上に摘記した条文から、組合は雇傭規制・賃金規制機能、紛議調停機能を有していたと解される。

(C) 京都直接京染悉皆業組合定款

第1章 総則

第2条 本組合ハ京都市内ニ一戸ヲ構ヘ外交員ヲ使用スル京染悉皆業者（以下法人ヲ含ム）ヲ以テ組織ス

第3条 本組合ハ組合員協同一致シテ外交悉皆上ノ弊害ヲ矯正スルト共ニ不正業者ノ駆逐ニ努メ尚進シテ技術ノ^(ママ)鞭撻用路ノ拡張ヲ図ルヲ以テ目的トス

第2章 業務

第5条 本組合ノ司ル事項左ノ如シ

- イ 組合員ニ対スル営業状態ノ視察并ニ警告

- ロ 組合員使用ノ外交員及一般従業員ノ統轄并ニ不正ノ捜査
- ハ 組合員使用ノ外交員及一般従業員ノ向上開発并ニ優良者ノ表彰

第6条 組合ハ其業務ニ関連シテ左ノ事項ヲ扱フ

- イ 粗製濫造者ニ対スル干涉
- ロ 需用者ノ請託ニ対スル解決
- ハ 組合員間ニ於ケル営業上ノ爭議解決

第25条 組合員ハ如何ナル事由ヲ以テスルモ組合長ノ承認ヲ経サル外

！ 交員又ハ一般使用人ヲ採用スルコトヲ得ス

但キ雇用期間カ月ヨリ短カキ一般使用人及家婢家僕ノ類ハ此限リニアラス

大正15年現在の、京染悉皆業者のこの定款も、組合は営業上の紛議調停、雇傭規制に関して機能することを規定している。

(D) 京都莫大小タオル雑貨卸商組合同規約

第1章 総則

第2条 本組合ハ莫大小タオル・ハンカチーフ、肌衣類製造卸売業者ヲ以テ組織ス

第3条 本組合ノ地区ヲ京都市一円ト定ム

第2章 目的及業務

第5条 本組合ハ営業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ向上セシメ生産能率ノ増進取引ノ改善発達ヲ図リ組合員相互ノ福利ト親睦トヲ図ルヲ以テ目的トス

第6条 前条ノ目的ヲ達スル為メ行フヘキ業務ノ概目左ノ如シ

- 1 販路ノ拡張ト取引ノ改善ヲ謀ルコト
- 2 技術意匠ノ改良発達ヲ攻究スルコト
- 3 粗製濫造及濫売ノ弊ヲ矯正スルコト

4 商事使用人及職工徒弟ヲ善^(空白)スル事

第3章 業務執行

第8条 組合員及一般取引者ニシテ売品代価ノ不払又ハ不当ノ値引等ヲ為スモノアル時ハ組長ヘ届出テ組長ハ其ノ事実ヲ調査シ調停ヲ図リ尚之レニ応セサルトキハ取引停止ノ旨ヲ組合員ニ通知スヘシ此場合組合員ハ組長ヨリ解除通知アル迄一切取引ヲ為スヘカラス

第10条 店員ヲ雇入レ又ハ解雇シタル場合ハ速ニ組長ヘ申告スヘシ不正行為ノ為メ解雇シタルトキハ其旨組長ニ届出ヘシ組長ハ事由ヲ組合員ニ通知シ組合員ハ之レヲ雇入レ又ハ之レト取引セサルモノトス職工徒弟ノ場合亦同シ但シ組長ハ之ヲ調査シ不正常ト認ムルトキハ役員会ニ諮リ所置ヲナス

第11条 組合員中ノ店員及職工徒弟ヲ雇入ントスルトキハ元雇主ノ承認ヲ受ルコトヲ要ス

莫大小タオル・ハンカチーフ・肌衣類製造卸売業者の、この組規約約は、組合が価格規制・雇傭規制の機能を有することを示している。従来からも同業組合の機能として着目されて来た粗製濫造の是正機能についても、この組合の職種上明記している。なお、この規約の年次はわからない。

(E) 京都瓦商組規約証書

第1章 組織及名称

第1条 本組合ハ京都瓦商組合ト称シ京都在住各種瓦販売業者ヲ以テ組織ス

第4章 業務ニ関スル規定

第4条 業務ノ概略左ノ如シ

- 1 商品ヲ精撰シ營業上ノ改善ヲ計リ取引ヲ確實ニシ売買価格ヲ正確ニスル事

2 使用人ニ関スル取締ヲ為ス事

3 営業上ノ争議ニ関シ仲裁又ハ裁決ヲナス事

第6条 組合員中甲者ノ使用人ヲ乙者ニ於テ使用セントスル時ハ甲者ノ承諾ヲ経ルヲ要ス

瓦販売業者のこの組合規約は、この組合が雇傭規制機能・営業上の争議仲裁機能を有することを示している。なお、この規約の年次もわからない。

(F) 京都左官業組合規約

第1章 組織及名称

第1条 本組合ハ京都市在住ノ左官請負業者及他地方人ニシテ有期間京都市ニ於テ左官工事請負ヲ営ム者ヲ以テ組織ス

第3章 目的及方法

第5条 本組合ハ組合員一同協力一致シ営業上ノ弊害ヲ矯正シ斯業ノ改良発達ヲ図リ相互ニ信用ヲ保持シ利益ヲ増進セシメ工事区域ノ拡張ヲ図ルヲ以テ目的トス

前項ノ目的ヲ達スル為メ行フベキ業務ノ方法概目左ノ如シ

2 工事請負代価及使用業者ニ対スル賃金ヲ正確ニスル事

3 徒弟ヲ保護シ慰安及奨励表彰スル事

4 営業上ノ紛議ヲ調停スル事

5 工事ノ繁閑ヲ調節スル事

第47条 組合員ハ徒弟ヲ雇入レタルトキハ一週間以内ニ本籍地現住所身分氏名年齢及雇傭期間ヲ記載シタル届書ヲ差出スベシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

第48条 組合員徒弟ヲ解雇シタルトキハ三日以内ニ其旨届出スベシ

第49条 組合員ハ他組合員ノ使用中ニ係ル徒弟ヲ雇入ル事ヲ得ズ

但シ雇主ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニアラズ

左官請負業者のこの組合規約も、組合が営業上の紛議調停・賃金規制・雇傭規制の機能を有することを示している。なお、この規約の年次もわからない。

(G) 京都洋服業組合会則

第1条 本組合ハ京都市ニ於ケル洋服業者ヲ以テ組織ス

第46条 組合員ニシテ徒弟ヲ養フモノハ其ノ本籍地現住所姓名生年月日ヲ取り調べ組長へ届ケ出ズベシ

第47条 徒弟ニシテ師ノ許諾ナク家出ヲ為シ又ハ不正不徳ノ行為アリタルトキハ会ノ力ノ及ブ限り其ノ非行ヲ正シ国法ノ制裁ヲ仰グコトアルベシ

第48条 組合員ニシテ他ノ組合員ノ徒弟ヲ教唆シ前条ノ非行ヲ為サンムルモノハ相当ノ制裁ヲ加フ尚職工ニシテ雇主及ビ其ノ他ニ迷惑ヲ掛ケル等ノ行為アル者ハ三市連合ニテ嚴重ニ取締ルコト

洋服業者のこの組合は大正9年に創立され、昭和3年には10回目の総会を開いている。この会則はその時点のものである。この会則から、この組合が雇傭者の組織として、徒弟ならびに職工取締の面で機能しようとしていることがわかる。

V ま と め

以上、京都市の事例について組合の名称とその規約を中心にした制度史的考察と史実の紹介を行って来た。そこで得た知識から、戦前期の実業組合の社会経済的機能について、我々はいかなることを指摘し得るであろうか。

まず明らかなのは、商人の組合が量的には極めて多いことである。したがって、その上部組織の京都実業組合連合会は商人的利害が優位を占め

る業界団体であったとして差し支えない。もっとも僅かではあるが、親方・棟梁・職人あるいは製造業者などの組合もあることは認めねばなるまい。しかし、商人的利害と雇傭者としての利害を中心に組織されていることを確認することが、わが国の戦前期実業組合それ自体を対象とする研究において出発点とならなければならぬ。

次に同業組合、準則組合、申合組合その他の規約を通じて、営業上の紛議調停、仲裁判断、価格規制、雇傭規制の諸機能を、各組合が果たすことを求められていることは明らかである。この機能が現実にとどのような実効力を発揮したかどうかについては制度史的考察にとどまった本稿では、何ともいえない。個々の具体的事例については、別種の史料、たとえば当時の新聞記事などで、解明する必要が今後の作業として残っている。

しかし、先に触れた戦前期の小池金之助『同業組合及準則組合』を例外として、わけても戦後の同業組合研究の大勢は中小工業史とその政策史の観点から行なわれ、したがって製品検査機能の重視、それ以外の機能に対する関心の欠如という研究史的状况にある。そして、準則組合については殆んど関心は示されないという現状である。

W. W. ロックウッド『日本の経済発展』は新しい分析手法による近代日本経済史として、戦後の学界に大きな影響力を及ぼした書物であるが、その彼も同業組合については、やはり中小工業史・輸出部門とのかかわり、検査制度の観点からしかこれを見ようとし¹⁴ない。

江戸時代の株仲間とその解体、そのあと明治期に株仲間と一定の連関をもちつつ登場する同業組合、準則組合の歴史的意義を確定するには、単に中小工業史の関心から見るのではなく、株仲間ないしは組合それ自体を研究対象として設定することが必要である。そうすることによって、『ギルド

14 中山伊知郎監訳、『日本の経済発展(下)』。(東洋経済新報社, 1958年) 7337, 41～743ページ。

の解体過程』を観察した G. アンウインが、そこに労働組合の先行者を発見することができたことの意味の深さを、日本の労働組合運動史との対比で、——何故、日本では企業別組合たらざるを得ないのか、その組合運動の短所の所以など——理解することができるようになるものと、私は今予想する。

アンウインは「労働組合運動の開始期を特徴づけた18世紀の労働争議は、多くのばあい、この没落した小親方階級が、雇職人とともに賃金労働者としての共通の立場に立って、自らを組織しようとした努力に起因していた¹⁵」と、指摘しているが、わが国の株仲間の解体の後に再編成されて登場する同業組合、準則組合は商人的利害が極めて強く、雇傭主の立場に立ち雇傭規制・賃金規制機能を維持することを長く求め続けた組織として存在していたことを、この際思い浮べることが有用であると思う。

(1988年11月25日)

15 樋口 徹訳『ギルドの解体過程』(岩波書店、1980年) 309ページ。

16 この点については、安岡重明「明治前期大阪における同業組合の雇用規制」大阪経済大学日本経済史研究所編『経済史経営史論集』(同研究所、1984年)は参照すべき研究である。